

マネックスFX取引所外国為替証拠金取引説明書

(大阪証券取引所)

平成 24 年 5 月

大阪証券取引所の取引所外国為替証拠金取引（以下、「取引所FX取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所FX取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所FX取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

本説明書は、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、大阪証券取引所において行われる取引所FX取引（愛称を「大証FX」といいます。）について説明します。

取引所FX取引のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

取引所FX取引の取引手数料は、1取引単位※あたり88円（税込）です。

※1取引単位(1枚)：1万通貨、南アフリカランド/円については10万通貨

証拠金について

取引所FX取引を行うにあたっては、後述「2. 証拠金（1）証拠金の計算方法」に記載の証拠金を担保として事前に差入れまたは預託していただきます（現在、当社では証拠金は有価証券による代用でのお取扱はなく、全て現金とさせていただきます。）。

当社は、大阪証券取引所が定めた「証拠金基準額」に1倍から1.5倍を乗じた額の範囲で、建玉1枚あたりに必要な証拠金額「参加者基準額」を定めます。

取引所FX取引のリスクについて

取引所FX取引は、取引額に比して少額の証拠金で行うことができることから、時として多額の損失が生じる可能性があります。したがって、取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に理解する必要があります。

【価格変動リスク】

取引所FX取引の取引価格は、対象金融指標である外国為替レートと同様、常に変動しています。予想に反する変動により、差し入れた証拠金（投資元本）を割り込む、また、差し入れた証拠金を上回る損失を被ることがあります。また利益を保証するものでもありません。相場状況の急変等により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広がったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

非対円取引においては決済が円貨でなされるため、当該通貨の価格変動リスクのほかに円換算に伴う価格変動リスクがあります。

取引所FX取引では、証拠金の何倍もの大きな取引金額を取引できるレバレッジ効果により、証拠金に対して損益の変動の割合が大きくなり、損失が膨らむことがあります。

また、非対円金融指標では、取引価格の差から発生する基準通貨建ての損益を、基準通貨の対円金融指標の清算数値で円価換算します。したがって、最終的な損益額は、清算数値が算出される立会終了までの基準通貨の対円金融指標の価格変動に応じて変化します。

【追加証拠金（追証）のリスク】

相場の変動等による損失が発生した場合や証拠金基準額の変更により、当初差し入れた証拠金に不足額が発生した場合には、当社の定める期限までに不足額以上の追加証拠金を差し入れなければなりません。また、期限までに追加証拠金を預けなかった場合には、新規の取引ができなくなったり、当社の指示により建玉を強制的に反対売買されることがあります。

【金利変動リスク】

取引所 FX 取引では、対象となる外国為替価格を構成する 2 種類の通貨の金利差に相当するスワップポイントの授受を行います。2 通貨の金利水準の変動等により、スワップポイントの受取額が減ったり、支払額が増えたりすることや、金利水準が逆転して、スワップポイントが受取りから支払いに変わってしまうことがあります。

【流動性リスク】

取引所 FX 取引の取引価格は、個別競争売買による需給により決定され、マーケットメイカーが原則として常時呼値を提示することで市場に流動性を提供します。しかし、国内外の金融、政治、経済情勢の変化や、天災、戦乱等が原因で、外国為替市場の混乱または著しい流動性の低下が生じた場合、外国為替市場において取引制限措置がとられた場合、その他やむを得ない事由等でマーケットメイカーが呼値提示できないことがあります。

そのような流動性の低い状態では、意図した通りの値段で約定できないことがあります。また、成行等の注文をした場合でも、一部の数量のみが約定制限値幅内の対当する注文と約定し、残りの数量は失効することもあります。

また、取引所が取引を継続することが適当でないと判断した場合には、取引停止となり、取引ができなくなることがあります。

【信用リスク】

取引所 FX 取引は、取引所が清算機関として取引の相手方となる制度であり、投資家の証拠金は全額取引所が分別管理しますので、当社が万一破たんした場合でも、お客様の証拠金は基本的に保全されます。

しかし、当社が破たんした場合、建玉の決済や他の取引業者への移管手続きが必要となることなどにより、損失が発生することがあります。

【システムリスク】

取引所 FX 取引は、インターネットを利用した電子取引となるため、取引所や当社のシステムに障害が発生した場合、または取引所、当社及びお客様を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合、注文の発注・執行や相場情報の配信が遅延したり、金銭の支払や受取に関して支障をきたす可能性もあります。なお、障害により取引が中断あるいは取引停止になることがあり、予定外の損失が発生することがあります。また、ログイン ID、パスワード等の情報が漏洩、窃盗され、第三者に悪用されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

【その他のリスク】

将来、取引所FX取引および外国為替取引に関する税制および法令諸規則が制定または変更された場合、本取引がお客様にとって現状より不利な取扱いとなる可能性があります。お客様の取引状況等により、当社の判断で予告なく、お客様に対して取引条件等の変更、制限を実施する可能性があります。

「取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書」の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態での建玉の一部または全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。大阪証券取引所は、取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合や、金融取引清算期間の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。

そのため、証拠金の追加差入れまたは追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。（現在、当社では有価証券による代用でのお取扱はなく、全て現金とさせていただきます。）。

取引所FX取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

取引所FX取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規程の適用はありません。

取引所 F X 取引の仕組みについて

はじめに

大阪証券取引所における取引所 F X 取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所 F X 取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1. 取引の方法

大阪証券取引所(以下「取引所」といいます。)においては、取引所 F X 取引として、8種類の対円金融指標及び3種類の非対円金融指標が取引されます。

対円金融指標及び非対円金融指標の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。

通貨組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅
米ドルー円	10,000 米ドル	0.01(100 円)
ユーロー円	10,000 ユーロ	0.01(100 円)
英ポンドー円	10,000 英ポンド	0.01(100 円)
豪ドルー円	10,000 豪ドル	0.01(100 円)
スイスフランー円	10,000 スイスフラン	0.01(100 円)
カナダドルー円	10,000 カナダドル	0.01(100 円)
NZドルー円	10,000 NZドル	0.01(100 円)
南アフリカランドー円	100,000 南アフリカランド	0.01(1,000 円)
ユーロー米ドル	10,000 ユーロ	0.0001(1 米ドル)
英ポンドー米ドル	10,000 英ポンド	0.0001(1 米ドル)
豪ドルー米ドル	10,000 豪ドル	0.0001(1 米ドル)

その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通で、次のとおりです。

- 各取引日の立会終了までに転売又は買戻しが行われなかった建玉は、当該立会終了時に消滅し、同時に、翌取引日を限日とすることを除き消滅した建玉と同じ内容を有する建玉が新たに発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといい、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより建玉が消滅する取引を限日取引といいます。
- ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額(スワップポイント)が発生します。
- 建玉の決済方法は、転売又は買戻しによる差金決済とします。
- 決済日は、取引が終了する日の翌日を原則とします。ただし、取引が終了する日又は取引が終了する日の翌日が日本の銀行の休業日に当たる場合には、順次繰り延べられます。

2. 証拠金

(1) 証拠金の計算方法

① 必要証拠金

必要証拠金は、新規建および建玉を維持するために必要な証拠金で、取引所が定める証拠金基準額をもとに算出します。「建玉必要証拠金」(保有する建玉を維持するのに必要な証拠金)は、同一通貨の組合せで売建玉と買建玉のうち、数量の多い方の建玉に対して参加者基準額を掛けた額とします。

また、「注文中必要証拠金」(注文を出すのに必要な証拠金)は、売建注文、買建注文に関係なく建玉注文の総数に対して参加者基準額を掛けた額とします。

参加者基準額は、取引所が計算する証拠金基準額をもとに1倍から1.5倍の範囲で当社が定めます。

②有効証拠金

お客様から証拠金として差し入れられた金銭又は預託された金銭の額に、建玉の評価損益や未実現スワップ損益などの現金授受予定額を加算又は減算した額を有効証拠金額といい、証拠金維持率(※)の計算に使用します。

※ 証拠金維持率(%) = 有効証拠金 ÷ 建玉必要証拠金 × 100「小数点以下切捨て」

※ 現金授受予定額とは、計算上の損益額及び決済による損益額のうちお客様との間で授受を終了していない金銭の合計額から、当社が必要と認められる手数料を差し引いた額をいいます。

※ 計算上の損益額とは、取引所が定める清算数値及びスワップポイント基準額により計算した評価損益額から計算上の利益の払出額を差し引いた額をいい、非対円金融指標については、米ドル建の損益を米ドル円取引の清算数値で円価額に換算します。

(2) 証拠金の差入れ又は預託

お客様は、必要証拠金以上の証拠金を当社に差入れ又は預託しなければなりません。また、当社に取引所FX取引を委託する際には、あらかじめ当社が定める額以上の額を証拠金として差入れ又は預託を求められることがあります。

※ 「差入れ」は当社がお客様から受け入れた証拠金を取引所に直接預託し、「預託」は差換預託することをいいます。「(7)証拠金の管理」をご参照ください。

(3) 証拠金の維持及び追加差入れ

お客様は、証拠金不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を不足額が生じた日の翌日(休業日の場合は繰り延べます。)までの当社が指定する日時までに、証拠金として当社に差入れ又は預託しなければなりません。

なお、現金不足額に相当する証拠金は、必ず現金で差入れなければなりません。

※ 証拠金不足額とは、有効証拠金額が必要証拠金額を下回っている場合の不足額をいいます。

※ 現金不足額とは、お客様が証拠金として差入れ又は預託している金銭の額がお客様の現金支払い予定額(現金授受予定額のうちお客様が支払うべき金額)を下回っている場合の不足額をいいます。

(4) 証拠金の引出し

有効証拠金額が必要証拠金額を上回る場合は、その上回る額を限度として、金銭を引き出すことができます。ただし、金銭は現金超過額(※)とのいずれか小さい額を限度とします。

※ 現金超過額とは、お客様が証拠金として差入れ又は預託している金銭の額がお客様の現金支払予定額を上回っている場合の超過額をいいます。

(5) ロスカットの取扱い

当社は、お客様の有効証拠金がロスカット基準を割込んだ場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。(「ロスカットルール」といいます。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

また、現在のロスカット基準額は当社が定める建玉必要証拠金と同額のため、必要証拠金とほぼ同額で建てた場合、手数料が証拠金から差し引かれること、または建てた直後の値動きに等によりロスカットになる可能性があります。

(6) 証拠金を所定の日時までに差入れ又は預託しない場合の取扱い

お客様が当社から請求された証拠金を所定の日時までに入金又は預託しなかった場合には、当社は、当該取引所FX取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。(お客様が取引所FX取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(7) 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、次のように管理されます。

a. 直接預託

当社は、原則として、お客様が差し入れた証拠金をそのまま取引所に預託し、取引所が証拠金を管理します。

b. 差換預託

当社は、お客様が書面により同意した場合には、お客様が預託した証拠金に相当する額以上の額の当社自身が所有する金銭を取引所に預託し、お客様が預託した証拠金は当社が自己の固有財産と区分して管理します。

c. お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合

日証金信託銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理します。

(8) 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所FX取引について決済を行った後に、入金又は預託した証拠金に決済差金を加算又は減算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、原則として遅滞なく返還します。

(9) その他

当社が取引所FX取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ね下さい。

お客様は、当社がお客様の証拠金預託額について取引所に報告した日から取引所が定める日までの間、取引所の専用ウェブサイトからお客様自身の証拠金預託額を照会することができます。

3. 取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

a 証拠金の差入日時または預託日時の繰上げ

b 証拠金額の引上げ

c 証拠金の有価証券による代用制限

(注) 当社では代用有価証券の取扱いはいたしません。

d 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ

(注) 当社では代用有価証券の取扱いはいたしません。

e 大証 FX 取引の制限または禁止

f 建玉制限

4. 益金に係る税金

個人が行った取引所FX取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。))は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。

法人が行った取引所FX取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

当社は、お客様の取引所FX取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に取引所FX取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、取引所FX取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。(電磁的方法を含む)

b. 取引所FX取引口座の設定

取引所FX取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引所FX取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ(電磁的方法を含む)、取引所FX取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。

(2) 証拠金の差入れ

取引所FX取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差し入れていただく必要があります。お客様が差し入れた証拠金は、証拠金預託額に算入されます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。(電磁的方法を含む)

(3) 委託注文の指示

取引所FX取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示するか、又は当社が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

- a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称(この場合は大阪証券取引所)
- b. 委託する通貨の組合せ
- c. 新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別
- d. 注文数量
- e. 価格(指値、成行等)
- f. 委託注文の有効期間
- g. その他お客様の指示によることとされている事項(異なる注文方法の注文をセットで行う場合等)

(4) 新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの指示

委託注文をするときは、新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を当社に指示してください。

毎営業日、立会終了時間後に翌取引日の参加者基準額を使用して、新規未約定注文の証拠金チェックを行い、証拠金不足が発生している場合には全ての新規未約定注文を失効扱いたします。

新規の売付取引又は新規の買付取引を行うことで、同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと(「両建て」といいます。)となった場合には、お客様にとって、両建てを解消する際のオファー価格とビッド価格の差及び手数料を二重に負担すること、並びに預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなることとなります。

(5) 転売又は買戻しによる建玉決済

転売又は買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。

(6) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。(電磁的方法を含む)

(7) 証拠金の維持

証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(8) 取引手数料

当社は、お客様とあらかじめ取り決めた額及び方法により取引手数料を徴収します。

1 取引単位※あたり片道 88 円(税込)です。

※1 取引単位(1 枚):1 万通貨、南アフリカランド/円については 10 万通貨

約定ごとに上記の額による取引手数料をお客様の証拠金より差引き、2営業日後にお客様の口座から引き落とします。

(9) 消費税等の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)については、取引手数料とともに徴収します。

(10) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと(残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。)にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。(電磁的方法を含む)

(11) 電磁的方法による書面の交付

当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(12) 業者の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所FX取引口座を設定する。

b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた当社に対しその旨を指示する。

お客様が取引所の定める日時までに上記a.又はb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

(13) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

取引所FX取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

取引所FX取引及びその委託に関する主要な用語

・受渡決済(うけわたしけっさい)

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所FX取引においては、受渡決済は行われません。

・売付取引(うりつけとりひき)・売建玉(うりたてぎよく)

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所FX取引の場合は、買い戻したときの約定数値が新規の売付取引の約定数値を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が結了していないものを売建玉といいます。

・買付取引(かいつけとりひき)・買建玉(かいたてぎよく)

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所FX取引の場合は、転売したときの約定数値が新規の買付取引の約定数値を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が結了していないものを買建玉といいます。

・買戻し(かいもどし)

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

取引所FX取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・限日取引(げんにちとりひき)

各取引日ごとに、転売若しくは買戻しの対象となった建玉又は各取引日の立会終了までに転売若しくは買戻しが行われずにロールオーバーの対象となった建玉が消滅する取引を限日取引といいます。

・差金決済(さきんけっさい)

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

・指値注文(さしねちゅうもん)

価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに発注して相手側の最も優先する値段の注文から順番に約定する注文を成行注文といいます。

・証拠金(しょうごきん)

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

・スワップポイント

取引所FX取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。

・清算数値(せいさんすうち)

値洗いを行うために、立会終了後に取引所が決める数値をいいます。

・立会時間(たちあいじかん)

大阪証券取引所の取引所FX取引は、同取引所の定める時間帯に行います。

・**追加証拠金**(つかししょうきん)

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

・**転売**(てんばい)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

・**特定投資家**(とくていとうしか)

取引所FX取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・**取引日**(とりひきび)

大阪証券取引所において、一営業日の立会開始時から当該立会終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

・**値洗い**(ねあらい)

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算数値により評価替えする手続きをいいます。

・**ヘッジ取引**(ヘッジとりひき)

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場で設定する取引をいいます。

・**両建て**(りょうだて)

同一商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・**ロスカット**

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

・**ロールオーバー**

取引所FX取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

(連絡先)

取引所FX取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

《お電話でのお問合せ》

フリーダイヤル 0120-104033 (受付時間: 平日9:00~18:00)

《メールでのお問合せ》

ose-support@monexfx.co.jp

当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について

当社の概要

商号	株式会社マネックス FX (金融商品取引業者)
英文社名	Monex FX, Inc.
設立	2004年7月28日
登録番号	関東財務局長(金商)第283号
資本金	18億円(その他に、資本準備金12億円)
所在地	〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町36-2 リバーサイド読売ビル15階 TEL:(代表)03-5847-0461 FAX:03-3663-6811
主要株主	マネックスグループ株式会社
主要取引銀行	日証金信託銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、 楽天銀行、ジャパンネット銀行、ゆうちょ銀行、みずほコーポレート銀行
業務内容	金融商品取引業務およびその付帯関連業務
加入協会	一般社団法人金融先物取引業協会 会員番号1565

会社沿革(株式会社マネックス FX)

2009年5月	マネックスグループ株式会社の100%子会社になる。
2008年8月	本店を東京都中央区に移転。
2008年6月	商号を「株式会社マネックス FX」に変更する。
2008年4月	資本金18億円に増資。
2008年4月	マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社)の子会社となる。
2007年10月	資本金を13億円に増資。
2007年3月	資本金を10億5千万円に増資。
2006年9月	外国為替証拠金取引業務を開始。
2006年8月	資本金を7億円に増資。
2006年7月	本店を東京都千代田区に移転。
2006年4月	資本金を4億円に増資。
2006年2月	東短ホールディングス株式会社の100%子会社となる。
2004年7月	東短エイジェンシー株式会社の100%子会社として、資本金1000万円にて「トウキョウフォレックス株式会社」を設立し、本店を東京都中央区におく。

苦情受付窓口

当社はお客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

コンプライアンス室

○電話番号 0120-1040-33 フリーダイヤル

○受付時間帯: 平日 9:00~17:30(土、日、祝日は休み) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、当社及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号: 0120-64-5005 フリーダイヤル

URL: <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館

大阪事務所: 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル